

【第3期島根県障害福祉計画 進捗状況と今後の取組について】

●委員

医療と福祉の連携による地域生活への移行が進むよう研修等の取組を強化するとあるが、精神障がいの方に限らず、障がい者のいわゆる困難事例が増え、内容もかなり複雑化して、一つ一つに時間がかかる事例が増えているという現状がある。そのような事例に対応する解決策としてどういったことが考えられるのかお聞きしたい。

○事務局

今般の精神福祉法改正により、精神障がい者が精神科病院に入院する際、入院後早い段階で、退院後の生活を描きながら、地域の事業所等と積極的に関わるスタッフ(退院後生活環境相談員)を置くこととなった。その制度が、積極的に実施されるよう取組を強化していき、各医療機関と地域との連携が進み、早期退院、長期入院の防止を図っていこうと考えている。

【第4期島根県障がい福祉計画の策定について】

●委員

就労継続事業所B型の平均工賃は島根県独自の算出方法か。

一般就労を進める一方、平均工賃の向上を求めているが、就労事業所で、良くできる人を一般就労につなげ新しい人を入れると、明らかに平均工賃は下がる。事業所ごとの平均工賃がリストとして出されるが、就労移行を進めているところはなかなか平均工賃を伸ばすことができない。何年も前から平均工賃の出し方を少し検討してほしいという声があるが、いつ検討されるのか。

障がい程度区分から障がい支援区分へ見直しとなり、知的障がいの方・精神障がいの方の認定が少し上がってくる。支援区分が上がることにより、今まではスプリンクラー設置が求められていなかったグループホームでも、スプリンクラー設置が必要となることもあるが、グループホームの整備基準をどのように考えているのか。

居住支援の中で、民間のアパート・空き部屋を利用した定着支援をするという動きが各地域である。民間の宅建組合は、民間のアパートに保証人なしで入居することを考えてくれているが、公営住宅は、今でも保証人が必要という要綱であるとのこと。今県でも居住支援に関しての検討がされているとは思いますが、各地域の自立支援協議会の中で制度ができれば、公営住宅の要項変更がなされるのか、なされないのか、お聞きしたい。

○事務局

平均工賃の算出方法は、国で統一した算式で算出することになっており、県独自の算出方法ではない。

工賃上位の事業所を公表しているが、一般就労者を毎年出しているにもかかわらず高い工賃を維持している事業所が実際にある。一般就労への移行と平均工賃の向上いずれも推進していくということで、現場の方がとても苦勞していることは承知していて心苦しいが、一般就労を多く出した事業所が必ずしも工賃が落ちるということではないということで、県としても一緒に取り組んでいきたいと思っている。

グループホームのスプリンクラー整備だが、今般の消防法令の改正で支援区分4以上の方が8割居住している場合は、必置となった。県内では、今のところ該当したところはないと思うが、グループホームのスプリンクラー整備というのは非常に重要だと考えており、毎年度整備も行っている。今後も可能な限り要望に応えられるように対応したいと思っている。

公営住宅に関しては、土木部建築住宅課が居住支援の組織を持っており、それに障がい福祉課も参加している。委員の言われたことについては、建築住宅課に伝え、今後の施策展開に反映できるように努力していきたい。

●委員

平成25年4月に施行された障害者総合支援法において、障がい者の範囲に難病等を加えることになり、難病の障がい者の数によって見込み量も変わってくるのではないかと。現状、各市町村でどのくらい難病の障がい者が障害福祉サービスを受けているか少し分かりづらいているが、計画の見込み量には、難病の障がい者も入っているかどうか、今後是非踏まえていただきたい。

○事務局

計画の数字の見込み方だが、障がい福祉計画は障害者総合支援法に基づいて定められるもので、障害者総合支援法では難病を障がい福祉サービスの対象とすること明記されていることから、当然対象となる難病の方も含んだ上で計画を作成することになる。県の計画は、身近な市町村で人数を把握し、今後3年間の計画を立てていくことになるので、市町村に難病の方が対象になっているということを改めて伝えていきたい。

●委員

第3期障害福祉計画の進捗状況及び第4期障がい福祉計画の策定、いずれについても、成果主義の作法により、障害福祉サービスの見込み量や目標値の達成について記載して

ある。行政内部の目標値設定と目標達成のための計画ということであれば、このような記載でもいいと思う。ただ、県民全体から見た時に分かりやすいものか考えたときに、サービスという機能的なものを中心に書かれているため、誰が誰に対して行うサービスなのかが見えにくくなるという点はあると思う。

計画策定に関する基本的事柄の中に、サービスを実施する主体はどこにどのような種類があるのかということを実態として記載されるべきではないか。さらに、その利用者の障がいの種別や圏域毎の実人数も実態として記載されるべきではないか。そのような基本的な事項が、計画のサービスの見込みの元の実態として記載されていれば、解決する疑問もあると思う。

一般的な分かりやすさの点から、実態把握のところでは誰が誰にという部分を、是非記載していただきたい。

○事務局

ご指摘の点を踏まえて、次回以降、県民からも分かりやすい資料づくりを意識して行っていきたい。

●委員

精神障がい者が退院し地域に戻る際に、行政がどのように関わっているか、個人情報保護法への対応もあると思うが、民生委員にも連絡がある方がいいのではないか。日中は行政が行くかもしれないが、夜間や土日は、近所から求めがあれば、民生委員が関連している。相談員や保健師など行政が、退院し地域に戻られた患者に、どのように関わっているか連絡をもらい、連携が取れないか。

○事務局

精神保健福祉法の改正で、入院して早期から退院後生活環境相談員が選任され、障がい者が戻る地域との調整をしていくという仕組みが今年から始まっており、説明のうえ本人が了解すれば、入院中から民生委員が関わることができる。ただ、制度が始まったばかりで、地域の方々と関わりながら退院に向けていくという動きはまだこれからである。行政としては、入院中の障がい者の地域生活を支える人を幅広く考えて、民生委員が少しでも関わられるようになっていけばいいと思っている。

●委員

国も障がいの有無にかかわらず地域で暮らしていくという方針を出しているわけだが、国がとらえている地域というのは一体どういうイメージか。皆地域と一言で語っているが、本当に同じイメージでいるのかと疑問に思うときが多々ある。国がモデルとし

で考えている地域と、我々島根県の標準的な地域の姿が乖離していれば、国の指針に従って数値目標を達成したり設定しても、全然違う流れになるのではないかと思う。

地域に移行していこうと思っても、地域の受け入れる資源、地域の力自体が急速にしばんでいっているところが多いなかで、どうやって帰せというのか。地域で共に暮らす共生の社会なのか、地域に押し付けて共倒れになる社会なのか、大丈夫かと時々思う。

機会があれば、国が考えている地域のモデルや今後当面の地域がどう推移するイメージかを聞いてみたいが、島根県としても、地域が受け皿となり得るような地域力のある程度保つために、中山間地をどうするのか、どういう集積化をしていくのか、何かビジョンがないと、障がい福祉計画という将来計画といってもイメージや希望がわからない感じがする。

○事務局

地域のイメージということで、これは障がいの分野だけでなく幅広い分野で、島根県も70万人を切るような人口のところはどう地域を守っていくかということかと思う。障がい福祉計画は国が指針の中で目標を示しているが、本県は必ずしも国に準ずるわけではなく、あくまでも市町村で把握したニーズにより具体的な計画を作成し、それを集計した数字を目標としている。福祉施設から一般就労という目標も、大きな企業がない中では間違いなく厳しいということもあり、現在の計画も国の目標を下回った目標を設定している。市町村でじっくり練ったものを、県の計画とするということで進めざるを得ないと思っている。

●委員

仲間の一人が、おそらくもう精神病院に入院することになるという連絡が入った。ただ、すぐに入院することは難しく、空き待ちで近いところということだった。ショートステイや行動援護のヘルパーが本当に少なくてなかなか利用できない。

○事務局

地域によって障がい福祉サービスを実施している事業所が偏在しているということが、島根県では実際にある。県としては、福祉人材センターに依頼して、毎年度人材育成は行っているが、行動援護の研修など、なかなか定員を満たさないような状況もあり、少し深刻に受け止めている。知恵をしばって、そのようなサービスの偏在が極力なくなるように努力していきたいと思う。

●委員

施設から地域移行へという目標の数字が出ていたが、目標の数だけ設定しているので

はないかと思われ、どんな人を対象にしてどのように地域移行を進めているのかあまり見えないので、今後に向けて不安である。サービス事業所の量とか質に本当に格差があるのは実感しているので、そこの辺りを整備してから地域移行が進められるべきではないかと思う。

○事務局

地域の受け皿を作らないことには、地域に出ても問題が生じて施設に戻るというような繰り返しになるので、計画上は数値だけを定めるような格好になっているが、県も市町村並びに事業者と話をしながら、地域の受け皿、サービス提供体制整備を進めていきたいと思っている。

【サービス等利用計画の実施状況について】

●委員

計画相談支援の利用者数だが、先般国から聞いた話では、今島根県が全国1位とのことで、努力している結果だと思っている。相談サービス事業計画については、サービス管理責任者が要なので、今計画にあるように研修を実施するなど、質を上げてもらいたい。国は、今年度末までに全ての障害福祉サービスを利用する障がい者を対象にすると言っているので頑張っていたきたい。